

戸田市条例第13号

戸田市手話言語条例

日本手話をはじめとする日本の手話（以下「手話」という。）は、音声による言語とは異なり、手指、体の動きや表情により視覚的に表現する言語である。ろう者は、意思や感情を伝えるコミュニケーションの手段として、また、知識や情報を蓄え、社会生活を営むために手話を大切に育んできた。

しかしながら、手話は、長い間言語として認められず、手話を使いやすい環境が整えられてこなかったことから、ろう者などの手話を必要とする人（以下「手話を必要とする人」という。）が生活していく上で、不自由を強いられてきた。

そのような中で、手話が社会において徐々に知られるようになり、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話が言語であることが位置づけられた。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、言語に手話を含むことが明記され、手話に対する理解の広がりと深まりが求められるようになったものの、いまだに手話とろう者に対する理解が十分に深まっているとは言えず、今でも多くの不便さや不安が生じている。

のことから、市民一人一人が、手話は言語であることを理解し、手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が、ともに育ち、ともに働き、支え合う地域社会を築いていくことを目指し、この条例を制定するものである。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、市民の手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使いやすい環境を構築することで、全ての市民が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境の整備は、手話が言語であるという認識に基づき、全ての市民が、互いにその個性と人格を尊重することを基本として行われるものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民及び事業者は、第2条に規定する基本理念に対する理解を深めるとともに、手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる環境づくりに協力するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第5条 市は、次に掲げる手話に関する施策の推進に関し、必要な方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話を学ぶ機会の確保
- (2) 手話を用いた情報発信及び手話を使いやすい環境づくり
- (3) 手話等を用いた情報の取得及び共有の機会の拡充
- (4) 手話を習得し、手話を必要とする人を支援する人材の養成
- (5) 学校教育における手話に触れる機会の提供
- (6) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援
- (7) その他この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、推進方針を定めるに当たっては、市が別に定める障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 市は、推進方針の策定及び取組に当たっては、手話を必要とする人その他の関係機関の意見を聞くよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第7条 市は、手話、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚障害者の特性に応じた円滑な意思疎通支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。